



農業委員会だより



8月18日、食育活動「親子で体験！食農教室」

信濃町農業行政に関する建議書を町に提出

建議

■一貫性のある農政の展開について

農業をとりまく情勢は、担い手不足や、高齢化、所得減少といった厳しい状況により、農業者の生産意欲が削がれ、食料確保や農業・農村の方向性を左右する極めて重要な転換期に直面しています。

食料と暮らしを支えている農業を礎として堅持する姿勢を示し、農業が将来に渡って安心して農業経営に取り組めるよう、実効性があり、かつ、継続性のある一貫した農政を展開することを強く求めます。

①農業経営の安定と生産力の確保を図るため、直接支払制度や経営所得安定対策、品目別対策等の継続と充実を強く要望します。

②持続可能な力強い農業の実現を目指す、十分な農業予算の確保を強く要望します。

■農業振興対策について

高齢・過疎により集落や地域

康寿命の向上を目的とした、健康農業を実践できる環境づくりが求められています。

①脂質の摂取過剰、野菜の摂取減少傾向など、栄養バランスが崩れ、生活習慣病の要因となっているため、米を主食とした「日本型食生活」の食育活動、野菜等の摂取量向上のため、町内産食材の消費拡大の取り組みを強化されたい。

②農業基盤や技術がない農業を志向する定年帰農者や女性、高齢者に対し、経営開始の支援、身体に負担の少ない農法の開発、作った農作物が販売できる直売所(道の駅農産物直売所の増設等)の充実強化など農業で働き続けられる環境を整え、地域とのつながりや居場所見だし、生涯現役で自立して長生きできる、生活の支援策を講じられたい。

■災害に負けない態勢づくりについて

農家の減少と、高齢化のため、ため池や農業用排水路・農道等の適切な維持管理が困難となっており、災害時の破損、倒壊、崩落による被害の拡大が懸念さ



れ、人口減少化時代に対応した防災対策を講じる必要があります。

①地震・台風・集中豪雨・豪雪等過去に経験したことのない、想定外の気象災害等が発生していることから、農家だけでは維持できない農業用施設の管理・補強・長寿命化について農家と地域住民による維持管理の仕組みづくりを確立されたい。

②災害が発生した場合、ライフラインや農業用施設の復旧、食料の供給、暮らしの早期回復を支援するため災害ボランティア制度の研究、被災者が自立できるまでの生活を支え

は、リーダーやコーディネーターの不在や地域の合意形成が課題となっているため、地域の話し合いを誘起する支援等「人・農地プラン」の実効性を高める対策の整備を図られたい。

⑤平成二十三年度の税制改正による「白色申告者に対する記帳・記録保存義務化(平成二十六年一月施行)」に向け、農家指導支援対策を講じられたい。

⑥都市部の消費者との交流を深め、農産物や特産品のPRに務められ、販路の拡大を推進されたい。

⑦農林漁業と商業・工業等の産地間連携(農商工連携)による地域経済の活性化対策を講じられたい。

⑧女性起業グループが経営している、地元農産加工事業等への経営指導と経営支援を図られたい。

■担い手対策について

政府は平成二十三年「我が国の食と農林漁業の再生の為に基本方針・行動計画」取りまとめ、農地集積による規模拡大など、持続可能な力強い農業の実現を図ることとしてい

ますが、デフレ経済による農産物の下落、生産資材の高騰などの影響により、農業経営は大変厳しい状況が続き、掲げる施策が必ずしも農業環境を好転させる効果をもたらしていません。農家が安心して農業経営に取り組める環境の構築が必要です。

①意欲ある多様な農業者の育成・確保にあたっては家族経営協定、集落営農及び地域に定着している農業法人が基本である事を明確にし、経営技術面での支援体制を確立し、地域に根ざした担い手に対し支援を拡充されたい。

②農業従事者が減少する中で、担い手が意欲を持って取り組める持続可能な農業が望まれ、従事し易い環境の整備を図られたい。

■遊休耕作放棄地の解消について

農地パトロール等により、町内の遊休耕作放棄地は約二百ヘクタール存在することが判明しており、その農地復元の為、農業委員会も鋭意努力しております。

遊休農地の発生は、自然環境の破壊だけでなく、農産の

■健康農業による健康寿命の向上について

食の多様化や外食により食習慣が乱れ、長寿の存在が危ぶまれており、食や農業を通じて、健康増進に結び付ける施策が求められています。

また、信濃町の高齢者の多くが農業に就き、生きがいや健康づくりにつながっています。そのため、中高年の質の低下を防ぐため、介護を必要とせず「健康で自分で長生きできる」健

る多様なセーフティネットを構築されたい。

■信濃町農業振興公社について

町の基幹産業である農業は、農業従事者の高齢化により、遊休荒廃地の増加、農産物の販売価格下落等、農家経営に与える影響は深刻なものがああります。

農業の活性化を目指し、現在約十農業生産法人、生産組合等と大規模担い手農家とで、地域農業を支え農地の保全・販売促進に努めています。高齡化、所得減少といった厳しい状況により、これらの組織だけでは、管内の農地の保全・管理を行うことは不可能であり、信濃町農業振興公社設立準備基金の目的に沿った農業振興公社の早急の設立が必要です。

①既存の生産組織と担い手農家との調整役（生産組織への農地集約）

②町農畜産物のブランド化の推進（加工販売事業等）

③農地利用集積円滑化事業（農地の受委託の相談）

④農作業の受託事業

■野生鳥獣被害防止対策について

近年、野生鳥獣による農作物等の被害が広がりを見せている。また、農民、自動車への被害の拡大や人の生命を奪う事態まで

及んでいるなど大きな社会問題となつています。これらが農業者の農業意欲の低下などの影響をもたらし、その被害が深刻化しています。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき野生鳥獣被害対策として有害鳥獣駆除を実施されていますが、野生鳥獣被害防止対策をより一層強化され被害防止策が必要とす。

①野生鳥獣被害防止対策等に要する経費の支援及び設置について、新設及び拡充策を講じられておりますが、より一層の支援策（解体加工施設の新設を図りたい）。

④地域における被害防止対策の望ましい推進体制は、地域や集落を一つの単位として対策に取り組むことが最も効果的であると言われています。

また、地域・集落の住民は、鳥獣対策指導員の指導の下、被害防止対策（集落環境の整備、防護柵の設置、情報技術（IT）システムの設置、追い払い等）のための自衛体制をつくり、主体的な対策に改めるよう、取り組み体制を図りたい。

要請書 町・議会に提出

- ①TPP交渉参加撤回を求める要請
- ②農業・農村の再構築に向けた要請
 - ・一貫性のある農政の展開について
 - ・担い手・経営対策について
 - ・農地の有効利用について
 - ・農村振興対策について
 - ・食の安全について
 - ・農業委員会のあり方と活動強化について

東日本大震災視察研修に参加して

振興部会長 関塚 岑生

二〇一一年三月十一日十四時三十分東日本大震災発生、押し寄せる津波に建物と建物がぶつかり合う音・プロパンガスの爆発の火の手・自動車の炎上・爆発音、押し流される瓦礫が、燃えながら押し寄せる様は筆舌に尽くせないどうにも手の施しようが無い。

ただ見守るだけだったという。町民に避難を最後まで呼びかけ犠牲になった女子職員の南三陸町の防災庁舎跡地に降り立つ

たときは、多くの人の悲しみ、悔しさがその後建立されたお地蔵様にこめられており、ただただ黙祷をささげるだけでした。

石巻市は比較的復旧が進んでおり現地の学びのガイドさんに乗せていただき案内していただきました。広大な農地には、青田が広がっているはずが一面草地で復旧の手を待っていました。宿泊した南三陸のホテルも、震度六弱の揺れと、二十メートル以上の津波が襲来し電気・水・

道路ライフラインが絶たれ、避難してきた住民の皆様と孤立状態となった。多くのボランティアの方々が駆けつけてくれて震災から三十六日目によく電気を通り復旧の拠点として活動してきた。

震災から大きなダメージを受けながらも百九日目に海水を淡水化するシステムを稼働し営業を再開したという。

石巻市で地域新聞社の看板が見えた。彼らは津波により輪転機は使えず、情報を模造紙に手書きで避難者に伝えたというニュースをテレビで見たが、災害時は正確な情報と一歩前になる事のニュースが貴重であることを知らされた。「がんばろう東北」負けるな東北」一泊することも立派な東北支援であることを実感した視察でした。



長野県女性農業委員の会総会に参加

野村 和子

編集後記

第四十三号の農業委員会だよりで三年前の秋を迎えました。二年半前の平成二十三年四月に第二十二代農業委員会が発足した先月の三月十一日に東日本大震災が発生しました。このたび農業委員会では、去る七月十日に南三陸町や石巻市の被災地を訪れて、農業面の復興の様子を中心に視察研修してきました。

日本周辺における観測史上最大の地震であった。震源は広大で、場所によっては波高十メートルにも上る巨大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害が発生しました。

また、福島第一原発では大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故が進展した。翌日の三月十二日に栄村大震災が発生し、栄村の被害総額（住宅除く）五十五億円と言われています。両方の大震災地におかれまして、多くの犠牲者の皆様には謹んでご冥福をお祈りいたします。被害者の皆様には、一日も早く復興できるようお願いいたします。

今年も夏本番となり、実り多くの豊作を望んでおります。

【編集委員】須之原信一／野村和子 北村敦博／北村孝夫／戸田 宏

公表（平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月）

■利用権設定件数及び面積

区分	設定別	件数	筆数	面積㎡	
				貸借	使用貸借
田	新規	貸借	62	151	266,115
		使用貸借	13	29	44,460
	再設定	貸借	109	224	430,358
		使用貸借	20	42	52,780
	合計	204	446	793,713	
畑	新規	貸借	5	15	18,539
		使用貸借	5	10	7,808
	再設定	貸借	10	25	73,471
		使用貸借	1	3	2,162
	合計	21	53	101,980	
新規	貸借	貸借	67	166	284,654
		使用貸借	18	39	52,268
	再設定	貸借	119	249	503,829
		使用貸借	21	45	54,942
	合計	225	499	895,693	

■農地法第3・4・5条申請件数及び面積

	3条		4条		5条	
	件数	面積㎡	件数	面積㎡	件数	面積㎡
10月	1	876				
11月	2	1,570	1	59	1	59
12月	8	14,117			2	5,488
1月	1	1,511				
2月	11	15,597			1	500
3月	3	11,217			1	390
合計	26	44,888	1	59	5	6,437

■農地法第4・5条転用目的別件数及び面積

	宅地等		工場、資材置場		植林その他		計	
	件数	面積㎡	件数	面積㎡	件数	面積㎡	件数	面積㎡
4条	1	59					1	59
5条	3	949			2	5,488	5	6,437
計	4	1,008			2	5,488	6	6,496

あなたも農業者年金に加入しませんか

【加入要件】 ①60歳未満／②国民年金第1号被保険者／③年間60日以上農業に従事 上記の要件を満たす人は誰でも加入できます 〇信濃町農業委員会 ☎(255)6822

